

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 HTTR 原子炉施設の新規制基準への適合性の確認に関する事業者ヒアリング (203)」
2. 日時 令和2年7月14日(火) 10時05分～12時15分
3. 場所
  - (1) 原子力規制庁10階南会議室
  - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東京支社
  - (3) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所高温工学試験研究炉部(注) 本ヒアリングはWeb会議として実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

新基準適合性審査チーム

加藤安全審査官、片野安全審査官、榊見安全審査官、荒川安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

戦略・計画室 戦略グループ 担当者

建設部 施設技術課 担当者 他1名

大洗研究所 高温工学試験研究炉部 部長 他9名

#### 5. 議事

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、大洗研究所（北地区）のHTTR原子炉施設の設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）申請（第1回～第4回）<sup>※1～4</sup>に係る審査会合<sup>※5、6</sup>における指摘事項及びその後のヒアリングにおける確認事項のうち、第2回及び第4回申請に係るものの回答並びに第2回及び第3回申請の補正方針について、配付資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、上記（1）の説明に対し、主に以下の事実確認を行った。
  - ①資料 HT-203-1 について
    - ・竜巻による設計飛来物が屋根スラブに衝突した際に発生する裏面剥離コンクリートの形状算定と貫通の評価それぞれに用いる屋根スラブの厚さ等に異なる寸法を使用しているため、その設計の考え方を記載すること。
    - ・原子炉建家と使用済燃料貯蔵建家で裏面剥離コンクリートの諸元を同一としているが、防護対象も含めて影響がないことの考え方を記載すること。
    - ・使用済燃料貯蔵建家の断面図を示した上で、EW方向の保有水平耐力の高さ方向の分布について説明すること。
    - ・消防法令に基づく消火設備の検査の方法について説明すること。
  - ②資料 HT-203-2 について
    - ・建設時の設工認において時刻歴応答解析により耐震性を確認していた機器に対する応答倍率法の適用性について説明すること。
- (3) 原子力機構から、上記（2）の確認事項について了解し、今後のヒアリング又は審査会合で説明し、必要に応じて補正を行う旨の回答があった。

## 6. その他

### (1) 原子力機構からの配付資料

- ・ HT-203-1 HTTR 設工認（第 2 回）申請に係る補足説明
- ・ HT-203-2 HTTR 設工認第 4 回申請の再申請 (R2. 3. 30) のコメントに係る回答  
（耐震性（波及的影響含む））
- ・ HT-203-3 HTTR 設工認第 4 回申請の再申請 (R2. 3. 30) のコメントに係る回答  
（BDDBA）
- ・ HT-203-4 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 HTTR 第 1 回～第 4 回設工認  
確認事項管理表
- ・ HT-203-5 HTTR 設工認（第 2 回及び第 3 回）申請について

### (2) 関係ページ

- ※1 [日本原子力研究開発機構から HTTR 原子炉施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請（第 1 回申請）の一部補正を受理（平成 30 年 7 月 30 日ホームページ掲載）](#)
- ※2 [日本原子力研究開発機構から HTTR 原子炉施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請（第 2 回申請）の一部補正を受理（令和 2 年 3 月 30 日ホームページ掲載）](#)
- ※3 [日本原子力研究開発機構から HTTR（高温工学試験研究炉）の変更に係る設計及び工事の方法を認可申請書（第 3 回申請）の一部補正を受理（平成 31 年 4 月 25 日ホームページ掲載）](#)
- ※4 [日本原子力研究開発機構から HTTR（高温工学試験研究炉）の変更に関する設計及び工事の方法の認可に係る申請（第 4 回申請）を受理（令和 2 年 3 月 30 日ホームページ掲載）](#)
- ※5 [第 353 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合](#)
- ※6 [第 359 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（合同開催）](#)